

あなたと家の これからを 考えるときに



これまで住んだ家のこれからのために

空き家対策補助制度

昨年度に引き続き、空き家の除却や空き家バンクを利用して家を購入・売却・賃貸借を行うと補助を受けられます。

▶ 空き家バンクを利用して家を購入すると…

最大 **60** 万円の補助が!

▶ 空き家バンクに登録して家を売却すると…

最大 **5** 万円の補助が!

▶ 空き家を除却すると…

最大 **40** 万円の補助が!

※ 除却に関する受付は4月16日から開始します。

これからもずっと安心して住み続けるために

耐震補助制度

市では、地震に強いまちづくりをめざす施策の一環として、「耐震診断」・「耐震改修」に伴う費用の一部を補助する制度を実施しています。

対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築され、
居住または使用している木造住宅

■耐震診断

対象 補助対象物件の所有者または使用者
金額 耐震診断費用の90%以内かつ1戸あたり
4万5千円以内

■耐震改修

対象 補助対象建築物の所有者または使用者
※ 所得制限あり
金額 定額70万円/戸
※ 所得によって、90万円/戸になる場合あり

ご注意ください!

- ・予算額に達すると終了します。
- ・各補助事業には、条件があります。
- ・いずれも申請は必ず事前に行ってください。

※ 空き家バンクの登録も随時、募集しています。
詳しくはお問い合わせください。
申込・問合せ 建築住宅課 ☎(275)6479